

～元の生活をかえせ～原発事故被害

いわき市民訴訟原告団 **会報**

----- 第 14 号 -----
 発効日 2015. 8. 13(木)
 発行者 ～元の生活をかえせ～
 原発被害いわき市民訴訟原告団事務局
 連絡先 いわき市内郷御厩町3丁目101
 いわき教育会館内
 tel 0246-27-3322 fax 0246-68-6771
 E-mail je7fas220329@gray.plala.or.jp
 事務局携帯電話・吉田浩080-1815-5089

第12回口頭弁論開かれる

3次原告から初めての陳述者

元の生活をかえせ・原発被害いわき市民訴訟第12回口頭弁論が7月29日、福島地裁いわき支部で開かれました。前回から併合された第3次原告団から、今回初めて草野美由紀さんが意見陳述。また原告代理人の深井剛志弁護士が意見陳述をしました。

裁判開始の前、飯野八幡宮会館で行われた決起集会には107人が参加。「完全賠償を勝ち取るぞ」「国と東京電力は責任をとれ」「裁判所は現地視察を採用せよ」などと唱和しながら意気高くデモ行進し、裁判所に向かいました。

子どもたちに当たり前の日常を

草野美由紀さん

私は4人の子どもの母親で、25年間、いわき市内保育園で保育士として働いてきました。私が第3次原告に参加するよう背中を押してくれた理由は2つあります。

1つは一昨年夏、三女と長男の甲状腺検査してもらったところ、のう胞があるとの判定がきたことです。のう胞が直ちに甲状腺がんを発展することはないとの説明が書いてありましたが、なぜ、こんなことで心を痛め、心配しなければならないのか。なぜ、子どもの将来に言いようのない不安を抱き続けなければならないのか、という強い憤りを感じました。いま声をあげなければ、原発事故による本当に酷かった被害、特に子どもたちへの被害が忘れられてしまう。被害を経験した私たちがいま声をあげなければ、原発の近くに住む人たちが同じような被害で苦しむことになるかもしれない。そういう思いでした。

もう1つの理由は、原発事故が保育園の子どもたちから、子どもらしい、当たり前の日常を送るという権利を奪ったことがどうしても許せなかったのです。原発事故による環境への放射性物質の流出は、子どもたちが自然と触れあい、心身ともに健やかに成長する権利を奪いさるものでした。

事故後一年半の間、子どもたちを園庭で自由に遊ばせることができませんでした。外遊びをさせないことによって運動能力が低下したり、情緒不安定になったりしないよう、廊下を走れるようにし、積極的に運動させるようにしてきました。室内に障害物を置いて競争させたり、室内で運動会をするなど、子どもたちの成長にずっと気遣ってきました。

被告国の監督権不行使は明らか

山添拓弁護士

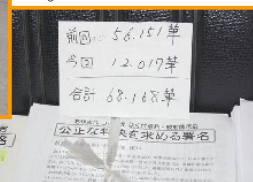
いわゆる「吉田調書」によると、1991年、福島第一原発の非常用ディーゼル発電機が水没し機能が喪失する事故が発生した。06年に国の規制権限の省令に「非常用電源設備の多重性、多様性、独立性」を求める規定が追加されたにもかかわらず、福島第一原発の非常用電源は同じフロアに集中的に配置していた。これは被告国の監督権不行使である。

被告東京電力は、いわゆる株主代表訴訟(東京地裁)で、08年当時、福島第一原発について「現状より大きな津波を想定した津波対策は不可避」と記した資料を、社内会議で配付していたことを内容とする資料を提出した。この資料を本件訴訟(いわき市民訴訟)にも提出することを求める。

「公正な判決を求める署名」の追加提出 12,017筆



避難者訴訟原告団代表と一緒に「公正な判決を求める署名」を12,017筆を提出しました。



今回も署名者の住所は県外が目立ちました。(5回目)(累計で68,168筆)

次回の裁判予定

9月16日(水)14:00

13回いわき市民訴訟裁判



福島原発事故は本当に防げなかったのか？

原発と大津波 警告を葬った人々

元朝日新聞記者
添田孝史さん

とき 2015年7月28日(火) 18:00~20:00

ところ いわき市文化センター・4階・大会議室

講演内容をお伝えします

原発事故の完全賠償をさせる会と、いわき市民訴訟、避難者訴訟の2つの原告団の主催による「原発と津波」の講演会が7月28日、いわき市文化センターで開かれ、130人が参加しました。講師の添田孝史さんはサイエンスライターで、福島原発の国会事故調査委員会の協力調査員を務めた人です。

福島第一の津波想定は3.1m

東電福島第一原発の設置許可申請(1966年7月)当時、津波の想定は3.1m。55キロ離れた小名浜港の12年分の津波データをもとに設計されました。1993年、北海道南西沖地震が発生。資源エネルギー庁は電事連(電気事業連合会)に対し、津波安全性評価を指示。これをうけて東電は94年3月、報告書を提出しました。1611年以降の13の地震津波をとりあげ、それらと比較して福島第一地点の最大の津波はチリ地震津波で、高さ3.5mとしました。この資源エネルギー庁の電事連への指示、報告書の内容、報告書の内容を審議した専門家会合の議事録はすべて非公開で、3.11のあとに出されてきました。

東電は貞観地震のリスクを書き換えた

東電の94年報告書は869年に起きた貞観地震(M8.3)について、「地震に関する記録が『日本三代実録』に限られており、津波が多賀城下まで来襲し、溺死者が千人ほどになったと記述されているだけ」「貞観地震の津波による仙台平野の痕跡高を考古学的所見によって検討した結果、痕跡高は河川から離れた平野部で2.5~3.0m、浸水域は海岸線から3キロぐらいの範囲であった」と記述しながら、東電は貞観津波リスクが不確実に見えるように、文科省に圧力をかけ、報告書を書き換えさせました。

東北電力は貞観津波についてくわしく調査し、女川原発3号機設置許可申請の添付書類(1994年)で、「過去の地震から敷地に最も大きな影響を与えたとされる1897年仙台沖の地震(M7.4)及び869年三陸沿岸の地震(M8.6、貞観地震のこと)を設計用最強地震の対象として選定」しています。



次々と明らかになる被告側の不作為とデータ隠し



国土庁、1~4号機の浸水を予測

阪神大震災の後の1997年3月に出された「七省庁手引き」(太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査報告書)は「常に安全側の発想から対象津波を設定することが望ましい」とする画期的なものでした。97年3月、国土庁と日本気象協会がまとめた福島第一原発津波浸水予測図では1号機から4号機まで浸水することがわかりました。電事連は「七省庁」事務局のあった旧建設省に圧力をかけました。「最大規模の津波の数値を公表した場合、社会的に大きな混乱が生ずると考えられることから、具体的数値の公表は避けていただきたい。検討結果の公表は事前に公表内容は調整をさせていただきたい」(97年7月)。文科省内につくられた地震本部の長期評価(02年)津波の平均値は15~16m。東電による08年の津波地震試算では15.7m、貞観地震の試算は10.4~11.3mでした。

高い津波は何を引き起こすか

06年1月に設置された「溢水勉強会」(保安院と独立行政法人原子力安全基盤機構)のシミュレーションで、14m以上の津波がきたら、建物への浸水で電源設備が機能を失い、全電源喪失に至る危険性があると、高い津波は何を引き起こすか想定されました。06年、28年ぶりに耐震指針が全面改定されて、耐震バックチェックが開始されました。「施設の供用期間中に、極めてまれではあるが発生する可能性がある」と想定することが適切な津波によっても、施設の安全機能が重大な影響を受けるおそれがないこと」としました。

15.7mの津波想定に、対策なし

東電は07年、02年からほったらかしにしていた津波地震の検討を開始。08年に行った津波地震試算は15.7m、貞観地震の試算は10.4m~11.3mだった。だが、東電では方針が変わったらしく、津波想定を真面目にやることをやめてしまったらしい。東電は08年から2期連続で赤字決算となりました。新潟地震で損傷した柏崎・刈羽原発の補修・補強に4000億円支出した時期です。

2011年3月11日、福島第一原発への津波の高さは約13m。全電源を喪失して炉心溶融を起こし、水素爆発で原子炉建屋を破壊する大事故となってしまいました。